

第34回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和2年11月27日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所3階 裁判員候補者待合室

第3 出席者

1 委員

菅野敏夫，紺野登喜子，齋藤岳彦，佐藤真梨子，須藤康子，中田和宏，挾間章博，松村徹（委員長），山ノ内誠，渡邊慎太郎（五十音順，敬称略）

2 説明者

吉岡事務局長，平塚首席家庭裁判所調査官，古屋次席家庭裁判所調査官，渡邊次席家庭裁判所調査官，大友首席書記官，高林次席書記官

3 係員

佐藤総務課長，今野総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 所長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 委員長の選任

規則第6条3項により委員長代理に指名されている齋藤委員が委員長選任までの議事を進行した。

委員から松村委員を委員長に推挙する意見があり，松村委員が委員長に選任された。

2 福島家庭裁判所の新型コロナウイルスへの対応とこれからの業務態勢について

(1) 説明（前半）（説明者：高林次席書記官）

ア 緊急事態宣言等を受けた業務態勢

緊急事態宣言等を受けた業務の基本的考え方，家事事件及び少年事件における業務継続（受付事務，令状事務，保全事件，少年を少年鑑別所に送致・収容する手続等の継続）・業務縮小（期日取消し，手続案内を原則として行わない旨のアナウンス等）の状況について説明した。

イ 緊急事態宣言解除等を受けた業務再開状況

緊急事態宣言解除等を受けた家事事件及び少年事件における業務再開状況（取り消した期日の再指定，手続案内の再開等）について説明した。

ウ 業務継続・業務縮小についての広報

業務継続・業務縮小について裁判所が行った広報活動（関係機関への説明，ウェブサイトへの掲載，報道機関への説明）について説明した。

(2) 意見交換・質疑応答（前半）

別紙記載のとおり

(3) 説明（後半）（説明者：高林次席書記官）

現在の業務態勢・感染拡大防止対策について

福島家庭裁判所全体での感染防止対策として，マスク着用，受付カウンターへのシールド設置，定期的な換気，消毒液の設置，傍聴席の制限，ドアノブやカウンター等の消毒，ウェブサイトでの周知等を行っている旨を説明した。

また，手続案内室，調停室，調査室，待合室，法廷における感染防止対策を説明した。

なお，検温については，当事者が来庁した際に，職員が体調を確認し，体調不良との申告があった場合には，必要に応じて，非接触型の体温計により検温を行う態勢をとっている旨の説明をした。

(4) 庁舎視察

ア 家庭裁判所書記官室（4階）

受付カウンターへのシールド設置状況等の視察

イ 手続案内室（４階）

入口ドアの開放と衝立設置の状況，机の増設とシールド設置の状況等の視察

ウ 調停室（４階）

机の増設，パーティション設置の状況等の視察

エ 待合室（４階）

衝立設置状況等の視察

オ ２０５号法廷（２階）

傍聴席の状況等の視察

(5) 意見交換・質疑応答（後半）

別紙記載のとおり

3 次回（第３５回）開催について

(1) 日時

令和３年６月４日（金）午後１時３０分（予備日：同月１１日（金）午後１時３０分）とすることです承された。

(2) テーマ

家庭裁判所における被害者保護について

4 委員会開催回数について

第１回委員会において本委員会については年２回開催することの議決がされているところ，令和２年に限り年１回の開催とすることです承された。

第６ 前回委員会後の経過報告について

渡邊次席家庭裁判所調査官より，前回委員会（テーマ：少年審判手続と家裁調査官の役割～少年事件の最近の傾向と教育的措置の実情～）において委員から頂いた御意見（補導委託先の開拓，「家庭・少年友の会」による環境調整等）について，新型コロナウイルス感染症の収束状況を注視しつつ，引き続き取組

を進めていく旨の説明をした。

第7 閉会

以 上

(別紙)

意見交換・質疑応答の要旨

1 意見交換・質疑応答（前半）

(委員)

業務縮小による期日取消しについて、どの程度の影響が出たのか。

(委員)

期日取消しにより進行の遅れが生じたが、これについては新たに指定した期日の内容を充実させることでカバーをした。これにより当事者の準備等の負担が一時的に増えたと感じるところがあった。

(委員)

業務縮小の影響について、期日を再開した当初は、一日に行う調停数を少なくするなど、裁判所において感染予防のために試行錯誤して工夫していると感じた。

なお、事件の進行の遅れについて当事者から不満を聴いたことはなく、順調に調停を進められたとの印象を持っている。

(委員長)

今回の緊急事態宣言下の状況において、報道機関ではどのような対応をとったのか。

(委員)

取材の相手側から体温データの提出を求められたことを契機として、社員は毎朝検温することとした。また、少しでも具合が悪ければ休ませ、PCR検査を必ず受けさせた後に出社させるようにした。

また、高齢者の方への取材では特に気を使い、まずは、なるべく会わないようにし、どうしても取材が必要な場合は電話により行い、会う場合でも換気の良い場所又は屋外で会い、かつ、2メートル程度の距離をとって取材をするようにしていた。

(委員長)

裁判所の手続においても、成年後見事件や高齢の方が相続人となっている遺産分割調停事件など、高齢者の方に家庭裁判所を利用していただく場合の対応について試行錯誤しているところである。

(委員)

家事事件につき業務縮小せざるを得なかったという期間、テレワークによる生活環境の大きな変化、子供達の行き場など日常の暮らし方の変化の影響により、今までになかった様々な問題がクローズアップされてきている。感染防止対策を蔑ろにはできず、ジレンマはあるが、そうした問題について解決の行き場が見当たらず、困ってしまっているケースはあったのではないかと感じる。

(委員長)

今回の感染拡大が家庭内にも影響を与えており、家事事件にも色々影響しているのではないかという点について、非常に重要な御指摘と考えている。

前半の説明は、家庭裁判所がそういった紛争を解決すべき重要な責務を負っているのに、それを止めざるを得なかったという部分についてどう考えたらよいのかという点についてである。

同じように公的機関である県においても、法律上あるいは条例上やらなければならない部分が色々ある中で、職員の出勤の抑制等されたこともあったかと思うが、いかがだったか。

(委員)

県庁は、例えば、男女共生課では、二本松市に男女共生センターがあり、相談業務を行っているが、電話相談が主なので、それについては通常どおり行い、対面での相談については要相談という対応をした。また、研修や会議は4月から6月にかけては中止をして、資料提供だけで済ませることもあり、イベントであれば、コロナの状況を見ながら9月以降に開催を延期するというような状況だった。

(委員長)

裁判所利用者である弁護士の立場として、期日取消等の対応についてどのような感想をお持ちになったか。

(委員)

やはり社会的な要請があるので、どうしても必要なものを継続し、あとは優先順位を付けて、優先順位の低いものから中断するという対応はやむを得ないものだったかと思う。紛争当事者の立場としても、コロナが拡大している時期において、解決を目指すタイミングなのか、もう少し落ち着いてからにするのかということについては色々な考えがあった。今回とられたような優先順位を付けてやっていくという対応は、総論としてはやむを得ないのではないかと思う。

ただ、東日本大震災のときも同様の話があったが、一段落ついたところで必要最低限の業務として選り分けたもの、あるいは優先順位が低いとして選り分けたものが結果的に見てどうだったかという検証は必要だろうと思う。コロナの場合はこれで終わるとも思えないので、そのような振り返りと今後に向けた検討を行うことにより、今後同様の状況に陥ったときに、家庭裁判所のサービスがよりきめ細かいものになるのかなと思う。

これに関連した質問になるが、全都道府県に緊急事態宣言が拡大する前、あるいは福島県では解除された後など、全国で感染状況に差があるような状況において、当事者の一方が県をまたいでいるような場合の家庭裁判所としての対応の方針について参考までに伺いたい。

(委員)

県をまたいで当事者や代理人が出頭する必要がある事件については、電話会議等を積極的に利用して感染拡大防止を図るという方針で対応していた。

(委員長)

業務の選り分けの検証が必要との指摘について、このような事件の期日は取り消さない方が良かったのではないかというものはあったか。

(委員)

刑事事件で特別な事情があって、弁護人として早く進めていただきたいと思っていた事件があったが、それは裁判所にも分かっていたら、進行していただいたので、そこは個別に弁護士又は本人の事情を聴いて、スクリーニングしていただくということでクリアできたケースかと思う。

(委員)

検察庁としては、裁判所において事案ごとの性質に応じて、柔軟に優先順位を決めて対応していただいたと認識しているので、裁判所の期日取消し等の関係で特に何かということはなく、刑事事件であれば、特に被告人の身柄拘束の時間の問題があり、そういった観点から、やらなければならない事件が多く、それは感染防止対策をしつつ、努力しながら進めていったというような状況だったと考えている。

(委員)

商工会議所では、このコロナ禍においては、従来行っていた色々なイベントが中止となった。また、やらなければならないことについては、広い会場を確保し、従来の半分の人数で開催するなどの対応をしていた。そして、入場する際には、消毒をする、場所によっては検温をするという形をとっていた。また、懇親を深める目的で開催していた食事会は全て中止された。

家庭においては、玄関に消毒液を置く、食事は個別の皿に取り分けて食べるなどの対策をしている。

(委員長)

裁判所における感染拡大防止対策については、職員の関係については自分達がしっかりルールを決めて体調管理をするということになるが、来庁者の方との関係については、ある意味どういう方がいらっしゃるかわからないというところがあり、そういう方を集めて話合いをしていただくという場面で、どのような感染防止対策をするかが非常に重要になってくる。この点について、後に現場を見ていただくので、ただいまの意見交換も踏まえて、裁判所の対応が十分と思われる

かどうか御意見をいただければありがたい。

(委員)

大学での状況をお話すると、4月から夏前まで、対面での授業は完全に中止し、学生は遠隔授業で講義を受けている状況だった。夏以降は、対面と遠隔授業を併用して、一つの教室に学生の密度を半分程度にして講義を開始している。

配布資料を見たところ、例えば、調停等で電話会議が利用されているということだが、インターネットを使った、顔が見えるような形の遠隔システムの利用は考えられるのか。医療側の立場として、コロナに関しては先が見えない状況というのが正直なところで、しばらくは同様の状況が続く可能性もあるので、その場合の対応を考える必要があるのではないかという感想を持った。

(委員長)

福島地裁本庁でも来月から民事訴訟手続でウェブ会議を利用した手続を開始するが、家庭裁判所においては制度面や設備面が整備されておらず、テレビ会議やウェブ会議で調停を行うまでには至っていない。ただ、今後、そういうことも検討していかなければならないと考えており、また、それが実現できるような制度改正等も順次行われていくものと期待しているところである。

2 意見交換・質疑応答（後半）

（委員）

裁判所への入庁時等の検温がない点について、私の所属組織では、出張の場合等を想定した移動制限のガイドラインをかなり早い時期に出して、県外移動は完全にストップさせ、また、会合は、どうしても必要なものに限定し、その際には検温を徹底していた。最近では、会合の参加者も検温は当然行うものと理解してきていると感じる。原則的なことをどのように実行させるかという意識づけを考えると、今の環境下では、検温はあるべきものかなとは思っている。

（委員）

手続案内室を見て、部屋が狭いとの印象を持った。また、手続案内室については、どの程度の時間そこにいることになるのかというのは気になった。

調停室については、ドアを閉めて窓を開けるとの話があったが、どの程度の時間そこにいるのかにもよるが、これから冬になって、かなり寒いのではないかと感じ、体調への影響が気になった。

（委員長）

質問のあった手続案内の時間、また調停時の換気のタイミングについてはどのようなになっているか。

（説明者）

手続案内については20分程度で終わるようにしている。

また、調停室については、通常、開始前と終了後に職員が窓を開けて換気をしており、調停をしている間は、調停委員に適宜の時間に換気をしていただくか、あるいは、常時窓を少し開けた状態で調停を行っていただいている。

（委員）

現状は、窓を開けていても、調停の当事者から寒いという声は聞いてないが、これから寒さが厳しくなってきたときにどうかという思いはある。

また、当事者の交代時、次の方をお呼びするときに、ドアを開けて換気をした

いと思うが、寒くなりすぎないかと思い、開けておいていいか迷うときがある。

(委員)

今の点については、人が入らないような時間帯であれば、ドアを開けておいてもいいのではないかと思う。

(委員)

当事者の方によっては手続中に気を使ってコートなどを脱いでいらっしゃるが、そういうときには、寒い場合には遠慮なくコートなどを着てくださいとお声掛けをしている。

(委員)

調停において、穏やかに話をする方ばかりなら良いが、大きな声を出すということもあると思う。新型コロナの場合、飛沫を防ぐことが重要であるところ、大きな声を出す可能性がある場合には、ウェブ会議などを積極的に使用した方がよいのではと感じた。

(委員)

民事手続でのウェブ会議を何件か経験したが、非常に使い勝手が良く、快適な手続と思っている。実際に使ってみると、電話とは相当違い、話していることのニュアンス等の把握がしやすいという印象である。家事事件でもぜひ早く導入していただければ、利用者の立場から非常に有意義ではないかと思う。

(委員)

マスクをしている状況で、表情を読み取る、言葉で感じ取れないものを感じるという点については、かなり苦勞されているのではないかと思う。そういう意味では、その場にいなくても表情が分かる様な方法が必要ではないかと感じた。

また、この建物の構造は独特で、区切られた小さな個室が多く、換気の仕方として、例えば、部屋の換気をするときに、通路の窓を利用するなどの方法も合わせるといいのではないか。

検温について、出席者が固定できる場合は、ある程度、自己申告でやむを得な

いかかもしれないが、例えば傍聴席であれば、誰が来るか分からないという点で、今の状況を考えると、検温は必要ではないかと感じる。

(委員)

検察庁の入口での検温について、当事者の苦情は聞いていない。呼出しに応じて来庁いただいた方で体調に問題がないとおっしゃられた方でも体温が37度以上であることを確認し、念のためお帰りいただいたという事例があった。そのような場合、職員はその方になるべく会わないようにして、受付での対応でお帰りいただくという対応をしている。検温について、予算の関係等で難しい要素もあるかと思うが、設置が可能であれば利用者の安心感が高まるのではないかと思う。

庁舎見学で二点気になるところがあった。

まず、手続案内室の扉を開け放つ点について、部屋の作り等もあって仕方がない面もあるとは思うが、換気ができる他の部屋を手続案内に使用することも考えられるのではないか。

また、職員と職員の間、あるいは調停委員が二人並んで座るときに、距離が近いのではと感じ、その点の感染防止をどうしていくのかという点は難しいところと感じた。

ちなみに検察庁では対面する職員間にはパーティションを置くといった対応をしている。場合によっては個室に入って、場所を分けて仕事をすることもある。

(委員長)

この建物は、構造上窓のない部屋がいくつかあり、前半の説明の中で、5月25日以降、調停の件数を1日8件までにしていると申し上げたが、現在もその件数を継続している。その理由は、部屋数の関係で、一部の調停室を待合室として利用すると、窓のある部屋が埋まってしまうという点にある。これにより手続案内のために窓のある部屋を割り当てることが今はできない状況になっているが、可能であれば十分換気のできる窓のある部屋でドアを閉めて手続案内ができれば

よいと考えているところである。

家庭裁判所調査官が調査をする場合にも、窓のある調停室を使用できればいいのだが、どうしても部屋数の制約がある。

(委員)

感染防止対策としては、裁判所と利用者との間の感染防止と、裁判所内部での感染防止と二枚あると思う。前者の面では、目に見える形で色々な対策がされていると利用者の方も感じると思うが、後者の面については、利用者の方に分かるような形でもう少しアピールしても良いのではないか。これについては、来庁された方が見られればよいので、部屋の壁に取組内容を掲示するということも考えられる。

庁舎内を見て、書記官室の書記官と書記官が対面になっていて近いという印象を持った。もちろん部屋の広さ、人数、机の配置など限界があるので、一朝一夕に直せるものではないことは重々承知しているが、それでも例えば、こまめに手を洗っています、こういう物をどういう頻度で消毒しています等、どこまで細かく書くかはともかく、そのような内部での取組について、もっと利用者の方に分かっていたくようなものを掲示等すると、安心の材料になるのではないかと感じた。

以 上